

FAX送信先: 審査部門
 FAX送信方向 03-5620-2910

サイン
 または
 印

JID トリオN
賃貸保証委託申込書(法人用)

お客様がお申込
 される会社名(乙) 日本賃貸保証株式会社
 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(法人様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報取得・利用・提供等に関する条項」
 及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

< JID-WEB簡易版 >

契約締結日
 (保証料受領日) 西暦 年 月 日

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには をご記入ください。

トリオN 申込者	フリガナ	契約書に ご捺印 ください。	業 種 主たる 業 務 内 容												
	代表者名														
	所在地 本 社	〒	電 話 番 号												
			FAX 番 号												
	ご担当 者名	フリガナ	所 属												
			役 職												
	所在地 勤 務 地	〒	電 話 番 号												
			FAX 番 号												
	資本金	万円	年 商	万円	従業員数	人	上 場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場							
	取引銀行		主要 取引先		設 立	西暦	年	月	日						
転居理由															

代理店名	有限会社 ヤシキホーム	担当者 氏 名	
電話番号	0457012949	(管理ソフト 顧客番号)	
FAX番号	0457012959	保証番号	
代理店 コード	14A-G27143		

契約年数 (更新) 2 年毎 初回保証料率 (毎月支払総額×) 50 % 初回保証料 金額 円

初回最低保証料: 25,000円
 (更新保証料 : (30%) 最低保証料 15,000円)

↓ 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。↓

会社 代表者	フリガナ	自宅電話												
	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話												
	性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 西暦 年 月 日() 才 国 籍													
	ご住 所	〒	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有										
居住年数	年	ヶ月	月 収	万円	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供() 人								

申込 内容等	物件用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()
	物件名称	フリガナ 号室
	所在地	〒
	敷 金	円 家 賃 ① 円
	礼 金	円 管理費 共益費 ② 円
	保証金	円 駐車場 ③ 円
	敷 引	円 (その他) ④ 円
※右記毎月支払総額の外に、別途集送金手数料がかかります。		毎月支払 総額※ ①+②+③+④ 円

※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引落ができなかった場合、再請求事務手数料600円(税別)がかかります。
 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

入居 者	お名前	性別	続柄	生年月日	年齢	携帯電話・自宅電話
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日 才		
	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約					
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		西暦 年 月 日 才		

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

お支 払口 座	ゆうちょ銀行			ゆうちょ銀行以外の金融機関		
	種目コード	契約種別 コード	払込先 加入者名	三菱UFJニコス株式会社	銀 行	支店
	166	34	払込先 口座番号	00190-5-73326	信用金庫	御 中
	※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。					
1	フリガナ	金融機関 お届出印	3枚目にご捺印 ください。	払込日	毎月27日 (休業日の場合は翌営業日)	
(お預 金者 の前)		お届 サイン 印		CREPiCO 利用	<input type="checkbox"/> 利用	

このお申込書をご使用いただく場合には、
 ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
 審査確認専用ダイヤル 0120-641-060
 ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

jid 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
 < JID-WEB簡易版 >

個人情報情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条（利用範囲）

日本賃貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込（含む契約時）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通帳販売業務、生活支援融資資金貸付サービス、家賃保証契約の保険料保証業務等）を確実、円滑に遂行することを目的として利用させていただきます。

- 個人情報についてが
 - 乙所定の申込書に記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に甲が、甲及び緊急連絡先入から通知を受ける等により知り得た「変更情報」）
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - 甲が甲申込した内容、及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
- 個人情報の提供について
 - 甲は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以上のグループ会社に賃貸保証に関連する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県東毛津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通帳販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うために、家賃保証契約の締結及び保険料の保証等を希望された甲に対し、保険料の集金及び送金（保証金の前払いを含む）を乙が行うために、以下の情報を後述の会社等に提供します。
提供する情報：氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。
なお、乙は、上記内容について、甲のうち同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

通帳販売及び各種情報提供する会社
社 名：株式会社ホームマイスター24
住 所：千葉県東毛津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemister24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住 所：千葉県東毛津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

お客様へ申込される保険の引受保険会社
社 名：株式会社全管協共済会
住 所：東京都千代田区大手町2丁目6番地1 朝日生命大手町ビル7F
電話番号：0120-329-431
ホームページアドレス：http://www.zk2.jp/

第2条（個人情報の取得・利用同意）

- 甲は、本件第2条が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本人・写しのために、乙が甲の同意なしに、パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの手入）することになります。
- 乙より甲に対し、資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送ることにご同意します。なお、A25年9月以降、同サービスを利用する際、a携帯の安心ブロック設定に関わらずSMS内に電話番号やURLを入れてお届けします。

第3条（個人情報の写真関連業務以外の利用・提供等の同意）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - 宣伝物・印刷物の送付、メール配信、電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
 - その他、販売活動、甲向け営業活動のために利用する場合。
 - 資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
- 甲は賃貸人、及び集金者が甲との賃貸契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報をごから提供を受け利用することに関与しないと同意します。

第4条（提携先及び個人情報情報機関への利用の同意）

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）

- 甲は、乙が甲への写真または写像後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に登録すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそれを閲覧することを同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関への乙の表に定める期間登録個人、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
- 甲の滞納額
- 甲・乙間または甲・賃貸人間の係争事実

第6条（個人情報の提供等の同意）

甲は、乙が債権管理回収会社に関する特別措置法に基づき、債権回収会社（債権回収委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条より取得した個人情報や債権回収会社に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）
甲は、乙に取得される自己に関する個人情報や乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。乙の開示および、情報内容が正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。

第8条（本条項不同意の場合の措置）

- 甲が本件委託契約において重要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第3条A項に同意しない場合は、これは理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 賃貸人またはその代理人が、別途「保証契約」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。乙とします。

第9条（審査結果の連絡）

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃貸人に通知することに同意します。甲は、乙が甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条（個人情報の管理）

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、盗用、改変を防止するために、適切なセキュリティ等の対策を実施し努めます。個人情報保護権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条（問合せ窓口及び個人情報保護管理者）
個人情報（開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社 名：日本賃貸保証株式会社
住 所：千葉県東毛津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私（賃借人、以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）、表面記載の物件（以下「本物件」という）に関する原賃貸契約（一使用契約/利用契約）を含む、以下原賃貸契約等）のうち）に基づき甲の賃貸人に対する債務及び、原賃貸契約等に付随して甲が締結するリース契約等）に基づき当該第三者に対する債務のうち表面記載の債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条（賃貸保証の委託）

- 本件委託契約は原賃貸契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し保証することを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証書のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されない場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合は、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸契約等の連帯保証人であり、乙のみに限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を必要とする旨を認めた上で、乙の限りではありません。
- 賃貸人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃貸人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条（保証料）

- 甲は、表面記載の保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 保証料を表面記載の毎月支払総額に保証料率を乗じて算出する場合において、契約期間中に表面記載の毎月支払総額が9,000円以上で増額された場合には、乙は甲に対し、増額分に相当する保証料（差額）保証料率を乗じて算出する）を追加保証料として請求することができるものとします。
- 賃貸人、保証料支払債権を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原賃貸契約等が中途解約された、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条（保証の範囲）

- 乙は、次の各号に該当する債務について保証します。但し、賃貸人に対する債務については原賃貸契約等に明記されていることが条件となります。
 - 原賃貸契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費、駐車場使用料、変動費等（以下「資料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
 - 原賃貸契約等の解除後における本物件の明渡し義務を履行して発生した資料等の相当支払額。但し、第5条2項の明渡し完了の日を以て資料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の実日数を分母に計算するものとします。
 - 原賃貸契約等の解除後、本物件に動産庫（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管費用に相当する費用。
 - 前各号の債務の履行に關し、訴訟等の法的手続きを含むた費用。
 - その他、原賃貸契約等に關して甲が第三者との間で締結した各種契約に基づき当該第三者に対する債務のうち乙が相対と認められたもの。
- 原賃貸契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合、乙は本件委託契約締結前に既に発生していた債務がある場合は、保証しないものとします。

第5条（契約期間）

- 契約期間は、契約始期日より、明渡しの日までとします。更新の場合も同様とします。
- 原賃貸契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。
- 本件委託契約期間中の契約期間の変更は認められませんが、乙が承認した場合はこの限りではありません。
- 正当事由の有無に関わらず賃貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。

第6条（保証内容の変更）

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項によって届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条（本件委託契約の更新）

1. 原賃貸契約等が更新されるときには、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃貸人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、

または賃貸人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。

- 更新後の保証料を、本件委託契約締結時に定められた方法で、預金口座振替規定に基づき、自動引落しにより支払います。
- 乙は本件委託契約の更新を拒否する事由が認められた場合には更新を拒絶することが出来、甲は甲の責任を負います。
- 保証料の徴収者は、自動振替引のため乙は原則発行しません。
- 本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。
- 甲は乙に対し、契約満了月の末日日までに更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとなります。

第8条（定期借家契約）

本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。

- 原賃貸契約等が転貸を認めた場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
- 原賃貸契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件を明渡しした日を以て本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、資料等及び資料等相当損害金は発生しないものとします。
- 賃貸人または賃貸人代理人が原賃貸契約等期間満了の前通知義務を怠ったため、契約終了日が延滞された場合であっても、第5条の契約期間満了日を以て本件委託契約は終了します。
- 定期借家契約が再契約型の場合は、第7条の更新と同様の扱いになります。
- 原賃貸契約等が賃借期間の延長を認めない申込書において、再契約をする場合は借期申込と同様、乙指定の賃貸保証委託申込書に乙に交付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（保証債務の履行）

甲が原賃貸契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃貸人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全てが保証料で完了したとき、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条（求償権の範囲）

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲が乙に支払った保証金の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合は、前項と同様とします。

第11条（事前求償）

甲は、乙に対し、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対して、事前求償権を行使することが出来るものとします。

- 甲が破産手続開始の申立てを受け、かつ、原賃貸契約等の賃貸人がその破産財団の配当に加入しないこととする。
- 原賃貸契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

第12条（敷金・保証金等の預り金の取扱い）

原賃貸契約等に基づいて甲が賃貸人に預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び戻取費用を充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払ふべき未払いの債務に充当されるものとします。

第13条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき乙が第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第14条（勤務先等への連絡）

- 甲は、乙が甲の居所または携帯電話の電話番号と連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を用い合わせることを乙に承諾し、甲は承諾します。
- 甲及び緊急連絡先の人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

第15条（本物件内の立ち入り）

乙は、法令上認められている場合、または、甲について身元の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内立ち入ることが出来ます。

第16条（連絡要請）

甲が、原賃貸契約等に基づいて発生した資料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡をとるものとします。また、原賃貸契約等に関し請求または保証金を差し入れたのに否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の扉に鍵を掛くなど連絡を要請するための適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第17条（明渡し）の成立）

- 原賃貸契約等が解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しは成立し、甲は乙に承諾します。
 - 電気・ガス・水道の利用状況、動植物の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。
 - 物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡されたことが認められるとき。

第18条（動産庫の扱い）

- 第17条の明渡し成立を放棄し、乙が当該動産庫を搬出・運搬・保管・処分することにより動産庫を申し出ないものとします。
- 前項の場合において、乙が残置動産（車両を含む、明らかにゴミ類を除く）を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知をすることなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
- 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第19条（原賃貸契約等の解除）

法令上認められている場合または賃貸人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸契約等を解除することが出来ます。

第20条（賃借権の承継）

- 甲の死亡等により債務の履行が出来なくなった場合において賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再度締結しなければならないなりません。甲が資料等の集金、送金を行う高品については、賃借権を承継した者は乙に対し、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書提出しなければならないなりません。

第21条（集金、送金、保証金の前払い）

1. 甲が原賃貸契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金、送金業務は、乙から委

託を受けた三菱UFJニコス株式会社が行います。

- 集金は、預金口座振替規定に基き、甲の預金口座から引落す方法により集金します。なお、利用出来口座は甲が指定の口座のみとします。
- 賃貸料等の引落しは、毎月2日（金曜祝日休体の場合は翌営業日）とします。なお、賃貸人への資料送達等手数料は、甲の負担とし、引落時にかかります。
- 甲は、集金した賃貸料等の賃貸人への送金を「保証契約書または保証約款」に基づいて行います。
- 第3条の項目に掲げしが出来なかった場合は、乙が、賃貸人に保証金（未納賃料等相当額）を前払します。（なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後保証債務を履行するものであり、本物件乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）引継結果の内容により、次回引落しを止める場合があります。
- 前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料600円（税別）を支払うものとします。支払方法は、金融機関での振込みまたはコンビニエンスア等での振込みとなります。但し、振込みと振込みに相当する商品は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が90万円を超える場合にはコンビニエンスアで使用する出来払い振込票は発行されません。
- 甲が未納賃料を支払ったとき、その額が未払債務の全額に達しないときは、乙の順序に従って当該資料等に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
 - 更新保証料等、乙に対する債務
 - 未納賃料等
 - 未納事務手数料
- 甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った月（期間）と振替開始日によって乙が賃料等を集金する予定の月（期間）の間に、賃料等未払月（期間）が発生する場合、乙が賃貸人に対し、当該賃料等未払月（期間）の賃料等相当額の保証金を前払しますことがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求し入れ遅れた賃貸人に当該賃料等を支払ったときは、その旨を乙に通知するものとします。

第22条（過払保険料相当額の返還等）

甲による本物件の明渡し日以後に乙により保険料の立替払いが行われた場合の保険契約の失効による返還保険料については、常に保険会社から乙に支払われるものとし、甲は、予め当該保険料相当額の返還請求権を乙に譲渡すること、予め乙を通じて保険会社に対する上記債権譲渡の承諾を乙と、及び、譲渡の精算等との間で行うことに全てに同意します。

第23条（請求書等の郵便物の返戻等）

1. 甲は債務の住所に郵送した請求書等の郵便物が延着または到着しなかった場合には、速滞期を過ぎても乙に返戻しないものとします。

同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、甲の承諾無く乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第24条（反社会的勢力の排除）

- 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であることを表明し、保証しなければならないこととします。
 - 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではないこと。
 - 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - 甲は乙に対し、もしくはその関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法、または不当な手段を用いて要求履行、その他の不法行為を行わないこと。
- 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに書面を以てその内容を乙に通知しなければなりません。
- 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは、何ら催告を要することなく、書面を以て通知することにより、本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づき乙の義務を免れることができるものとします。但し、甲が客観的かつ合理的な根拠を以て、1項各号の表明及び保証に違反してないことを証明したときはこの限りではないものとします。

- 前項に定める場合のほか、甲が以下のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れるものとします。
 - 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入りさせた場合。
 - 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等であると感知させた名称、看板、代敷、堤灯等の物を掲示した場合。
 - 3項4項の場合において、甲は、乙が受け入れた債務を賠償しなければなりません。
 - 3項4項の場合において、乙が本件委託契約を解除したことに伴い甲が損害等を受けた場合であっても、乙は甲に対し、何れの損害賠償等を要する義務を負わないものとします。
 - 3項4項の場合において、甲が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払を受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

第25条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所として管轄裁判所とします。

第26条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

第27条（問合せ窓口）

- 原賃貸契約等についてのお問合せは、賃貸人または代理店にご連絡ください。
- 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し、コンビニエンスア等の支払いについてのお問合せは、ジェイアイディ総合管理株式会社にご連絡ください。

JID/JN 2017.05現在

<p>賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…</p> <p>社 名：日本賃貸保証株式会社 住 所：〒292-0819 千葉県東毛津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号：03-4232-8080 営業時間：平日 9：00～18：00</p>
<p>引落・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…</p> <p>社 名：ジェイアイディ総合管理株式会社 住 所：〒292-0819 千葉県東毛津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号：03-4232-2510 営業時間：平日 9：00～18：00</p>

FAX送信先 **03-5620-2910** (矢印の方向に送信してください。)

FAX送付状【法人のお申込時に必要な書類】

代理店様情報(必須)

代理店名	有限会社 ヤシキホーム		
電話番号	0457012949	FAX番号	0457012959
担当者名		代理店コード	14A-G27143

お申込者様情報(必須)

申込者名			
物件名		号室	
商品種別	<input type="checkbox"/> トリオ <input type="checkbox"/> トリオ J <input checked="" type="checkbox"/> トリオ N <input type="checkbox"/> トリオ J select <input type="checkbox"/> トリオ N select <input type="checkbox"/> その他()		

送付される書類にチェック していただき、送付枚数をご記入ください。

①は全ての方にご提出いただけます。①と②の両方をご提出いただく場合もございます。

該当する書類が存在しない場合は、その他欄内の項目にチェック していただき、()内に書類名をご記入ください。

①会社を証明する書類

会社を証明する書類 (右記のいずれか1点)	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 ※3ヵ月以内に取得したもの <input type="checkbox"/> 公証人役場印のある定款 ※登記申請中の場合はご提出ください。	枚
契約者または入居者が 外国籍の方	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書もしくは在留カード(表面&裏面) ※在留資格がない方・在留期限が切れている方は不可	枚
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	枚

②支払いの根拠を示す書類(賃料が適正にお支払いいただけるのか客観的に判断が可能な書類)

既存法人	<input type="checkbox"/> 損益計算書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書	枚
新規法人	<input type="checkbox"/> 法人代表者名義の事業資金が確認できる書類 または <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 ※表紙&最新記帳3ページ分	枚
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	枚

JIDへの連絡事項

--

【お問合せ先】 日本賃貸保証株式会社 審査部門 TEL.03-4232-2500

※本書類は当社ホームページ (<http://jid-net.co.jp/>) からダウンロードできます。